

<お知らせ>

出資額限度法人の定款例（非課税要件対応版）の変更について

社団法人 日本医療法人協会

第五次医療法改正により医療法人制度の抜本改革が行われ、改正前から存続している既存医療法人は平成20年3月31日までに定款、寄附行為を、改正法の内容に合致させるよう変更することが義務付けられました（「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」附則第9条第1項）。

そのため、厚生労働省は3月30日付医政局長通知「医療法人制度について」において、医療法人の各類型それぞれについて変更点を明示いたしました。

日本医療法人協会では、平成16年8月に医政局長通知により制度化された出資額限度法人について、非課税4要件に対応した独自の定款例を作成しておりますが、これについては当然ながら前記「医療法人制度について」通知で変更点が示されておられません。

そこで、当協会では従来の出資額限度法人の定款例（非課税要件対応版）について、次のように変更点を提示することといたしました。非課税要件に対応する定款例を採用されている医療法人は、これに従い修正されることをお勧めいたします。

下線を付した部分が変更点であり、実線下線の部分は必要的変更、破線下線の部分は任意的変更を意味します。

なお、「医療法人制度について」通知の定款等変更部分においては、将来、経過措置型医療法人から新法の医療法人に移行することを想定した変更点（退社時の払戻し規定削除等）が含まれていますが、出資額限度法人の定款例（非課税要件対応版）は、あくまで既存の持分ある社団医療法人の枠内でのみ意義を有しますので、それは取り入れておりません。新法医療法人に移行される場合は、同通知に従ってください。

| (新) 出資額限度法人の定款例 | (旧) 出資額限度法人の定款例 |
|------------------|------------------|
| 医療法人〇〇会定款 | 医療法人〇〇会定款 |
| 第1章 名称及び事務所 | 第1章 名称及び事務所 |
| 第1条 本社は、医療法人〇〇会と | 第1条 本社は、医療法人〇〇会と |

称する。

第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。

第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）
〇〇町（村）
- (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）
〇〇町（村）
- (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）
〇〇町（村）

2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）
〇〇町（村）
- (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）
〇〇町（村）
- (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）
〇〇町（村）

称する。

第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。

第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）
〇〇町（村）
- (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）
〇〇町（村）
- (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）
〇〇町（村）

第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を営むほか、次の業務を行う。
〇〇看護師養成所の経営

第3章 社員

第5条の2 本社の社員の3人及びその者の親族その他特殊の関係のある者の数は、社員総数の2分の1以下としなければならない。

第6条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- 1 除名
- 2 死亡
- 3 退社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を営むほか、次の業務を行う。
〇〇看護師養成所の経営

第3章 社員

第5条の2 本社の社員の3人及びその者の親族その他特殊の関係のある者の数は、社員総数の2分の1以下としなければならない。

第6条 本社の社員になろうとするものは、社員総会の承認を得なければならない。

第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- 1 除名
- 2 死亡
- 3 退社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として払戻しを請求することができる。

第4章 資産及び会計

第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

(1) . . .

(2) . . .

(3) . . .

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第11条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第12条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第13条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第14条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第15条 本社の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報

第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として払戻しを請求することができる。

第4章 資産及び会計

第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

(1) . . .

(2) . . .

(3) . . .

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第11条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第12条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第13条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第14条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第15条 本社の決算については、毎会計年度終了後2月以内に監事の監

告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第16条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第5章 役員

第17条 本会社に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上〇名以内
うち理事長1名

(2) 監事 〇名

第18条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2. 理事長は、理事の互選によって定める。

3. 本会社が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診

査を経た上、理事会及び社員総会の承認を受け、かつ、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第16条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第5章 役員

第17条 本会社に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上〇名以内
うち理事長1名

常務理事〇名

(2) 監事 〇名

2. 理事及び監事は、社員総会において本社の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

第18条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。

2. 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必

療所、介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

4. 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

5. 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

6. 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事現在数の3分の1以下を超えて含まれてはならない。

7. 監事には、この法人の理事(これら親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

第19条 理事長のみが本団を代表する。

2 理事長は本団の業務を総理する。

3 理事は、本団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

4. 監事は、次の職務を行う。

(1) 本団の業務を監査すること。

(2) 本団の財産の状況を監査すること。

(3) 本団の業務又は財産の状況に

ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を受けた場合はこの限りでない。

3. 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。

4. 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事現在数の3分の1以下を超えて含まれてはならない。

5. 監事には、この法人の理事(これら親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

第19条 理事長のみが本団を代表する。

2 理事長は本団の業務を総理する。

3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。

4. 理事は、本団の常務を処理する。

5. 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

ついて、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は社員総会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

(6) 本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5. 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第20条の2 役員に対しては、その地位のみに基づいて報酬など特別の利益を与えない。

6 監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。

第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残留期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

第20条の2 役員に対しては、その地位のみに基づいて報酬など特別の利益を与えない。

第6章 会議

第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。

第22条 定時総会は、毎年2回、○月及び○月に開催する。

第23条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。

2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。

3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

...(第25条第1項へ)←

第24条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分(担保提

第6章 会議

第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。

第22条 定時総会は、毎年2回、○月及び○月に開催し、臨時総会及び理事会は随時必要なときに開催する。

第23条 会議は、理事長がこれを招集し、その議長となる。

2 その会議を構成する社員又は理事の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。

第24条 社員総会は、社員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

第25条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- 1 定款の変更
- 2 基本財産の設定及び処分(担保

供を含む。)

- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 収支予算及び決算の決定
- (5) 剰余金又は損失金の処理
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本社の解散
- (9) 他の医療法人との合併契約の締結
- (10) その他重要な事項

第25条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2. 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第26条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りでは

提供を含む。)

- 3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- 4 収支予算及び決算の決定
- 5 剰余金又は損失金の処理
- 6 借入金額の最高限度の決定
- 7 社員の入社及び除名
- 8 本社の解散
- 9 他の医療法人との合併契約の締結
- 10 その他重要な事項

第26条 社員総会の議事は、別段の定めあるもののほか、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。

第27条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りでは

| | |
|---|---|
| <p>ない。</p> <p>第27条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>第28条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</p> <p>2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p> <p>第29条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>第30条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p> <p>2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p>第7章 定款の変更</p> <p>第31条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第8章 解散及び合併</p> <p>第32条 本社は、次の事由によって解散する。</p> <p>(1) 目的たる業務の成功の不能</p> <p>(2) 社員総会の決議</p> <p>(3) 社員の欠亡</p> | <p>ない。</p> <p>第28条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>第29条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</p> <p>2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p> <p>第30条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>第31条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p> <p>2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p>第7章 定款の変更及び解散</p> <p>第32条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。</p> |
|---|---|

(4) 他の医療法人との合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。

第33条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事（厚生労働大臣）にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(1) 現務の結了

(2) 債権の取立て及び債務の弁済

(3) 残余財産の引渡し

第34条 本会社が解散した場合の残余財産は、払込済出資額を限度として分配するものとし、当該払込済出資額を控除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、

第33条 本会社が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。

第34条 本会社が解散した場合の残余財産は、払込済出資額を限度として分配するものとし、当該払込済出資額を控除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、

国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 67 条の 2 に定める特定医療法人若しくは医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条第 2 項に定める特別医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。

第 35 条 本社は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

(削除)

第 9 章 雑則

第 36 条 本社の公告は、官報（〇〇新聞）によって行う。

第 37 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

本設立当初の役員は、次のとおりとする。

| | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|
| 理事 | 長 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 理 | 事 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 同 | | ○ | ○ | ○ | ○ |

国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 67 条の 2 に定める特定医療法人若しくは医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条第 2 項に定める特別医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。

第 34 条の 2 第 9 条及び前条の規定は第 32 条の規定にかかわらず変更することができない。ただし、特定医療法人又は特別医療法人に移行するために変更する場合はこの限りではない。

第 8 章 雑則

第 35 条 本社の公告は、〇〇新聞（官報）によって行う。

第 36 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

本設立当初の役員は、次のとおりとする。

| | | | | | |
|----|----|---|---|---|---|
| 理事 | 長 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 常務 | 理事 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 同 | | ○ | ○ | ○ | ○ |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|
| 同 | | ○ | ○ | ○ | ○ | 理事 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 同 | | ○ | ○ | ○ | ○ | 同 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 同 | | ○ | ○ | ○ | ○ | 同 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 同 | | ○ | ○ | ○ | ○ | 同 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 監 | 事 | ○ | ○ | ○ | ○ | 監 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 同 | | ○ | ○ | ○ | ○ | 同 | ○ | ○ | ○ | ○ |

1. 下線が太字の実線（ ）の箇所については、必ず変更が必要です。
（ただし、第4条第2項等の指定管理者に係る変更は、指定管理者として管理する病院等がない場合、規定する必要はありません）
2. 下線が太字の破線（ ）の箇所については、任意に変更が可能です。